



三重県公報

令和5年3月10日 (金)

第 394 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則7-12 (職員の管理職手当に関する規則) の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	2
	三重県人事委員会規則7-75 (等級別基準職務に関する規則) の一部を改正する規則	(同)	2
告 示			
129	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	4
130	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	5
131	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	5
132	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	6
133	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	6
134	土砂災害警戒区域の指定	(防 災 砂 防 課)	7
135	同伴	(同)	7
136	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	7
137	同伴	(同)	8
138	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(同)	10
139	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出 納 局)	11
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(水 資 源 ・ 地 域 プ ロ ジ ェ ク ト 課)	11
	同伴	(同)	11
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課)	12
	令和4年度後期技能検定に合格した者	(雇 用 対 策 課)	12
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	12
	同伴	(同)	12
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	13
	同伴	(同)	13
	同伴	(同)	13
	市街地再開発組合の解散認可	(都 市 政 策 課)	13
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	14
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(同)	14
	同伴	(同)	14

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月十日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則七十一（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七十一（職員の管理職手当に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). Each column contains a table for '別表第一 (第二条関係)' (Table 1, Article 2 related) with sub-columns for '組織' (Organization), '職' (Position), and '区分' (Category). The '改正後' table lists various positions like '課長' and 'サイバー犯罪対策官' with their respective categories. The '改正前' table lists the same positions but with some differences in the '職' column, such as 'サイバー犯罪捜査指導官'.

附 則

この規則は、令和五年三月十三日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重

県人事委員会規則七―七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月十日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則七―七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則
 三重県人事委員会規則七―七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第二条関係） イ 行政職給料表				別表（第二条関係） イ 行政職給料表			
組織	職務の級	基準となる職務	職名	組織	職務の級	基準となる職務	職名
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
警察	6 級	1 及び 3	警察本部の課長 次長 室長 センター長 訟務官 管理官 交通管制官 文書・広聴監	警察	6 級	1 及び 3	警察本部の課長 次長 室長 センター長 訟務官 管理官 交通管制官
		(略)	(略)			(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				備考 (略)			
ロ 公安職給料表				ロ 公安職給料表			
組織	職務の級	基準となる職務	職名	組織	職務の級	基準となる職務	職名
警察	7 級	1	隊長（相当困難な業務を行うものに限る。） 所長 次長（困難な業務を行うものに限る。） 副隊長（困難な業務を行うものに限る。） 副所長（困難な業務を行うものに限る。） 副校長 デジタル推進監 コンプライアンス推進監 術科指導推進監 警備・防災監 健康管理監	警察	7 級	1	隊長（相当困難な業務を行うものに限る。） 所長 次長（困難な業務を行うものに限る。） 副隊長（困難な業務を行うものに限る。） 副所長（困難な業務を行うものに限る。） 副校長 デジタル推進監 コンプライアンス推進監 術科指導推進監 警備・防災監
		3	対策官 監察官 訟務官 管理官			3	指導官 監察官 訟務官 管理官

		上席検視官 警務官（困難な業務を行うものに限る。） 事件指導官（困難な業務を行うものに限る。） 交通官（困難な業務を行うものに限る。） 調整官 情報官 特別捜査指導官 留置管理官 通訳センター長			上席検視官 警務官（困難な業務を行うものに限る。） 事件指導官（困難な業務を行うものに限る。） 交通官（困難な業務を行うものに限る。） 調整官 情報官 特別捜査指導官 警衛警護官
	(略)	(略)		(略)	(略)
備考	(略)		備考	(略)	
ハ～ヘ	(略)		ハ～ヘ	(略)	

密 記

この報告は、令和5年3月10日現在のものである。

告 示

三重県告示第 129 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容をいなべ市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 5 年 3 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 通知することができない者の氏名
渡邊 恭子
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市藤原町山口字一之谷 2730
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

- 1 通知することができない者の氏名
山中 政夫
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市藤原町山口字井之谷 3430

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 130 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 3 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
MEGA ドン・キホーテUNY星川店
桑名市大字星川字十二 835 ほか 34 筆
- 2 桑名市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 5 年 3 月 10 日から同年 4 月 10 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 131 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大泉東停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
いなべ市員弁町東一色字天皇 605 番 1 地先から いなべ市員弁町東一色字天皇 604 番 1 地先まで	旧	4.7~4.7	36.6

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大泉東停車場北大社線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
いなべ市員弁町東一色字天皇 605 番 1 地先から いなべ市員弁町東一色字天皇 604 番 1 地先まで	旧	4.7~4.7	36.6

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市尾平町字中村前 2099 番 1 地先から 四日市市尾平町字新平川原 1682 番 3 地先まで	旧	8.0~36.7	208.0
	旧新	8.0~36.0	175.0

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三宅一身田停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市大里小野田町 980 番地先から 津市大里睦合町 2994 番地先まで	旧	3.6~7.7	170.0
	新	5.6~12.7	170.0

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 度会大宮線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡度会町川上字河内沖 817 番地先から 度会郡度会町川上字河内沖 815 番地先まで	旧	5.2~10.3	90.0
	新	5.2~13.8	90.0

三重県告示第 132 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 5 年 3 月 10 日

三重県知事 一見勝之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 421 号	員弁郡東員町大字鳥取字菊若 1308 番 5 地先から 員弁郡東員町大字鳥取字口沢 1428 番 4 地先まで	令和 5 年 3 月 17 日
県道 多度東員線	員弁郡東員町大字鳥取字奥沢 1674 番 1 地先から 員弁郡東員町大字鳥取字奥沢 1672 番 5 地先まで	令和 5 年 3 月 17 日
県道 高奈上三瀬線	多気郡大台町高奈字西野々 326 番 5 地先から 多気郡大台町高奈字西野々 347 番 1 地先まで	令和 5 年 3 月 20 日
一般国道 368 号	名張市蔵持町原出 2021 番地先から 名張市蔵持町原出 796 番 9 地先まで	令和 5 年 3 月 17 日
県道 甲南阿山伊賀線	伊賀市田中宇堂之久保 1412 番地先から 伊賀市田中宇前出 454 番 1 地先まで	令和 5 年 3 月 10 日

三重県告示第 133 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 5 年 3 月 10 日

三重県知事 一見勝之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	421 号	員弁郡東員町大字鳥取字菊若 1308 番 5 地先から 員弁郡東員町大字鳥取字口沢 1428 番 4 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和5年3月17日

三重県告示第 134 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和5年3月10日

三重県知事 一見勝之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地薬谷	熊野市紀和町大河内 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 135 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和5年3月10日

三重県知事 一見勝之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
片川4-1	南牟婁郡御浜町片川 (詳細は次の図のとおり)	土石流
船谷川左支1	南牟婁郡御浜町上市木 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 136 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和5年3月10日

三重県知事 一見勝之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
矢の川6	熊野市紀和町矢ノ川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
和気3	熊野市紀和町和気 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
木谷川	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
佐渡川富士ノ谷	熊野市飛鳥町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
古谷川	熊野市大泊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

大泊町 11	熊野市大泊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
矢ノ川Ⅱ-6	熊野市紀和町矢ノ川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢ノ川Ⅱ-17	熊野市紀和町矢ノ川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和気Ⅱ-12	熊野市紀和町和気 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木津呂Ⅰ-2	熊野市紀和町木津呂 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木津呂Ⅱ-3	熊野市紀和町木津呂 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木津呂Ⅱ-4	熊野市紀和町木津呂 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大河内Ⅱ-6	熊野市紀和町大河内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
楊枝川Ⅱ-6	熊野市紀和町楊枝川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平谷Ⅱ-14	熊野市紀和町平谷 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
甫母 1	熊野市甫母町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
甫母 2	熊野市甫母町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二木島東西	熊野市二木島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
遊木里	熊野市遊木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
磯崎野口	熊野市磯崎町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
磯崎上地	熊野市磯崎町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅰ-3	熊野市飛鳥町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小阪Ⅰ-2	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小向Ⅰ-1	熊野市二木島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小又Ⅱ-4	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神山Ⅱ-14	熊野市飛鳥町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大泊町Ⅲ-1	熊野市大泊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
磯崎町Ⅲ-1	熊野市磯崎町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 137 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 5 年 3 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
上平 2	南牟婁郡御浜町中立 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
南地 1	南牟婁郡御浜町中立 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
沖輪 4	南牟婁郡御浜町西原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
片川 4-2	南牟婁郡御浜町片川 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
古片川 1	南牟婁郡御浜町片川 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
舟木地 1	南牟婁郡御浜町栗須 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
舟木地 3	南牟婁郡御浜町栗須 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
中地 1	南牟婁郡御浜町川瀬、上野 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
中地 2	南牟婁郡御浜町上野、川瀬 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
折戸	南牟婁郡御浜町西原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
船谷川左支 2	南牟婁郡御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
川瀬 6	南牟婁郡御浜町川瀬、上野 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
引作 6	南牟婁郡御浜町引作、阿田和 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下地 7	南牟婁郡御浜町栗須 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上平地 1	南牟婁郡御浜町中立 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
葉広山 1	南牟婁郡御浜町中立 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下市木 14	南牟婁郡御浜町下市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志原 14	南牟婁郡御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神木 15	南牟婁郡御浜町神木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上市木 5	南牟婁郡御浜町上市木、神木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上市木 7	南牟婁郡御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志原 15	南牟婁郡御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下市木 12	南牟婁郡御浜町下市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志原 16	南牟婁郡御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志原 18	南牟婁郡御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志原 19	南牟婁郡御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

上市木 8	南牟婁郡御浜町上市木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上市木 9	南牟婁郡御浜町上市木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上市木 10	南牟婁郡御浜町上市木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上市木 11	南牟婁郡御浜町上市木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上市木 12	南牟婁郡御浜町上市木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上市木 6	南牟婁郡御浜町上市木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志原 17	南牟婁郡御浜町志原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下市木 13	南牟婁郡御浜町下市木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 138 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 5 年 3 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発 生原因となる自然 現象の種類	土砂災害警戒区域等にお ける土砂災害防止対策の推 進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に 規定する衝撃に関する事項	指定年月日
矢の川 6	熊野市紀和町矢ノ川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 27 年 3 月 13 日
和気 3	熊野市紀和町和気 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 27 年 3 月 13 日
木谷川	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 27 年 6 月 19 日
佐渡川富士ノ 谷	熊野市飛鳥町佐渡 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 27 年 6 月 19 日
矢ノ川Ⅱ-6	熊野市紀和町矢ノ川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 27 年 3 月 13 日
矢ノ川Ⅱ-17	熊野市紀和町矢ノ川 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 27 年 3 月 13 日
和気Ⅱ-12	熊野市紀和町和気 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 27 年 3 月 13 日
甫母 1	熊野市甫母町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 27 年 3 月 13 日
甫母 2	熊野市甫母町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 27 年 3 月 13 日
二木島東西	熊野市二木島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 28 日
遊木里	熊野市遊木町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 28 日
磯崎野口	熊野市磯崎町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 28 日
磯崎上地	熊野市磯崎町	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 28 日

	(詳細は次の図のとおり)			
神山Ⅰ-3	熊野市飛鳥町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 27 年 6 月 19 日
神山Ⅱ-13	熊野市飛鳥町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 27 年 6 月 19 日
小阪Ⅰ-2	熊野市飛鳥町小阪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 27 年 6 月 19 日
小向Ⅰ-1	熊野市二木島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 28 日
小又Ⅱ-4	熊野市飛鳥町小又 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 27 年 6 月 19 日
神山Ⅱ-14	熊野市飛鳥町神山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 27 年 6 月 19 日
磯崎町Ⅲ-1	熊野市磯崎町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 28 日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 139 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 5 年 3 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社 三十三銀行	高柳支店	伊勢市曾祢 1 丁目 9 番 7 号	伊勢市岩渕 2 丁目 5 番 1 号 (伊勢支店内)	令和 5 年 4 月 10 日

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 5 年 3 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
桑名市
- 2 調査を行った期間
平成 29 年 2 月から令和 3 年 2 月まで
- 3 成果の名称
桑名市（御衣野④）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
桑名市多度町御衣野地内
- 5 認証年月日
令和 5 年 2 月 27 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 5 年 3 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称

鳥羽市

- 2 調査を行った期間
令和元年12月から令和4年3月まで
- 3 成果の名称
鳥羽市（相差15）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
鳥羽市相差町地内
- 5 認証年月日
令和5年2月27日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、白江野土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和5年3月10日

三重県知事 一見勝之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和5年3月13日から同年4月10日まで
- 3 縦覧の場所
鈴鹿市役所産業振興部耕地課（鈴鹿市神戸一丁目18番18号）

令和4年度後期技能検定に合格した者は、次のとおりです。

令和5年3月10日

三重県知事 一見勝之

「次」は省略し、合格者の受検番号を三重県職業能力開発協会（津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎4階）に備え置いて縦覧に供します。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和5年3月10日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（数値図化）
- 2 作業期間
令和5年2月20日から同年11月16日まで
- 3 作業地域
津市の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和5年3月10日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間

令和5年2月8日から同年9月25日まで

- 3 作業地域
四日市市水沢町

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年1月31日に終了した旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和5年3月10日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量(用地測量)
- 2 作業地域
亀山市羽若町

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和4年12月31日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和5年3月10日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量(用地測量)
- 2 作業地域
亀山市関町坂下

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年2月3日に終了した旨、三重県桑名地域防災総合事務所長から通知がありました。

令和5年3月10日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量(地形測量)
- 2 作業地域
桑名郡木曾岬町新輪

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第45条第4項の規定により、次の市街地再開発組合の解散を認可しました。

令和5年3月10日

三重県知事 一見勝之

- 1 組合の名称及び事務所の所在地
亀山駅周辺2ブロック地区市街地再開発組合
亀山市東御幸町39番地8
- 2 組合設立認可の年月日
平成31年2月15日
- 3 建築工事完了の公告年月日
令和4年8月23日
- 4 施行地区

(1) 都市再開発法第14条に属する地域

亀山市御幸町字貝戸部171番1の一部、172番、172番1、181番1、182番1、182番2、182番3、182番4、183番1、183番3、184番1、184番6、184番7、184番8、186番、187番2、187番3の一部、187番6の一部、187番7の一部、188番、188番1、188番2、188番3、188番4、188番5、188番7、191番1、194番1の一部、194番3の一部、194番6、195番、195番1、196番3、197番、198番の一部、231番の一部、231番2の一部、231番37の一部、231番38の一部、231番40の一部、231番49の一部、231番54の一部、231番55の一部、231番72の一部、238番1の一部、239番1の一部、239番3の一部、239番4の一部、279

番 5、279 番 6 及び 279 番 7

(2) その他の地域

都市計画道路 3・5・7 駅前高塚線（交通広場（市道御幸 3 号線を含む）、市道亀山駅前線の一部、市道御幸 7 号線の一部、市道御幸線の一部、法定外公共物の一部及び準用河川竜川の一部

5 組合の解散認可の年月日

令和 5 年 3 月 10 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 5 年 3 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 5 年 2 月 28 日	亀山市菅内町字植松 1254-1 の一部ほか 2 筆、字藤尾 1321 の一部ほか 13 筆、字藤山 1338 ほか 76 筆及び字南野 1376-9 ほか 9 筆ほか 【一工区】	津市幸町 27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役 林 金 也

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県四日市建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
令和 5 年 2 月 24 日	株式会社アート・宙 代表取締役 石田 友忠	四日市市北町 3-4	三重郡菟野町大字菟野字神田 3013-1	A	5.0	29.8

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県松阪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
令和 5 年 2 月 24 日	池田建設株式会社 代表取締役 早津 真由子	多気郡明和町大字金剛坂 1356	多気郡明和町大字明星字十王 1530-9	A	6.0	28.1

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
